

愛玩動物用飼料の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令新旧対照条文（案）

○愛玩動物用飼料の成分規格等に関する省令（平成二十一年農林水産省・環境省令第1号）

（下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行								
<p>別表</p> <p>1 販売用愛玩動物用飼料の成分規格</p> <p>(1) 次の表の第1欄に掲げる添加物（販売（法第6条第1号に規定する販売をいう。）の用に供される愛玩動物用飼料（当該愛玩動物用飼料を製造する事業場において愛玩動物に使用されるものを除く。以下「販売用愛玩動物用飼料」という。）の製造の過程において又は販売用愛玩動物用飼料の加工若しくは保存の目的で、販売用愛玩動物用飼料に添加、混和、浸潤その他の方法によって使用する物をいう。）の販売用愛玩動物用飼料中の含有量は、それぞれ同表の第2欄に定める量以下でなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">第 1 欄</th> <th style="text-align: center;">第 2 欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">亜硝酸ナトリウム</td> <td style="text-align: center;">100g/t</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">エトキシキン</td> <td style="text-align: center;">75g/t（犬用）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">エトキシキン、ジブチルヒドロキシトルエン及びブチルヒドロキシアニソール（総和をいう。）</td> <td style="text-align: center;">150g/t</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 次の表の第1欄に掲げる汚染物質（環境中に存在する物質であって、意図せず愛玩動物用飼料中に含まれるものをいう。）<u>その他の愛玩動物の健康を害するおそれのある物質</u>の販売用愛玩動物用飼料中の含有量は、それぞれ同表の第2欄に定める量以下でなければならない。</p>	第 1 欄	第 2 欄	亜硝酸ナトリウム	100g/t	エトキシキン	75g/t（犬用）	エトキシキン、ジブチルヒドロキシトルエン及びブチルヒドロキシアニソール（総和をいう。）	150g/t	<p>別表</p> <p>1 販売用愛玩動物用飼料の成分規格</p> <p>(1) <u>エトキシキン、ジブチルヒドロキシトルエン及びブチルヒドロキシアニソール</u>の販売用愛玩動物用飼料（販売（法第6条第1号に規定する販売をいう。）の用に供する愛玩動物用飼料であって、当該愛玩動物用飼料を製造する事業場において愛玩動物に使用されるものを除く。以下同じ。）中の含有量は、それぞれの有効成分の合計量で販売用愛玩動物用飼料1トン当たり150g以下でなければならない。ただし、<u>エトキシキン</u>の販売用愛玩動物用飼料中の含有量は、犬を対象とする販売用愛玩動物用飼料にあつては、販売用愛玩動物用飼料1トン当たり75g以下でなければならない。</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 次の表の第1欄に掲げる汚染物質（環境中に存在する物質であって、意図せず愛玩動物用飼料中に含まれるものをいう。）の販売用愛玩動物用飼料中の含有量は、それぞれ同表の第2欄に定める量以下でなければならない。</p>
第 1 欄	第 2 欄								
亜硝酸ナトリウム	100g/t								
エトキシキン	75g/t（犬用）								
エトキシキン、ジブチルヒドロキシトルエン及びブチルヒドロキシアニソール（総和をいう。）	150g/t								

第 1 欄	第 2 欄
(略)	(略)
<u>メラミン</u>	<u>2.5μg/g</u>

(4) (略)  
2・3 (略)

第 1 欄	第 2 欄
(略)	(略)

(4) (略)  
2・3 (略)